

基礎情報学研究会第3回勉強会開催報告

研究会主査 西垣通

- 1 開催日時：2013年7月20日(土) 14:00~17:00
- 2 開催場所：コンピュータソフトウェア著作権協会事務所
- 3 出席者 24名
- 4 開催概要

インターネット時代になって、著作権の問題がますます重要性を増してきているにもかかわらず、一般の人にとっては著作権というものはまだまだわかりにくいところが多々あるというのが現状である。そこで、今回は「著作権と基礎情報学」というテーマで著作権についてお話を伺うことにした。

5 講演題目

「著作権と基礎情報学」

6 講演者

久保田裕(くぼた ゆたか)

コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長

7 講演および討議の内容

久保田さんから著作権について以下のようなお話が約1時間にわたってあった。

- 1 著作権とは作品を創作した人に与えられる、その作品を利用することについて排他的に決定できる権利
- 2 著作権の対象である著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの
- 3 アメリカとヨーロッパの著作権の違い
アメリカ...経済システムとしてお金で考える
ヨーロッパ...人格権として真理とか創作に重点を置いて考える
日本はかつてヨーロッパ型の考え方をしていたが、だんだんアメリカ型になってきている感じがする。
- 4 著作物を利用する場合の注意
- 5 公表された著作物は引用して利用することができる
- 6 学校で授業で使うために教師が公表された著作物を複製することができる
- 7 基礎情報学への著作権からのアプローチ
 - ・情報社会と著作権
 - ・情報の正確性と著作権
 - ・情報へのアクセスと著作権

その後、参加者から次々と質問や意見が出され、非常に白熱した議論が行われた。

出された質問・意見としては、以下のようなものがある。

- ・アメリカ型著作権とヨーロッパ型著作権の違いについて。
- ・コンピュータのプログラムは著作物と言えるのか。
- ・著作物の許諾はどのようにしてとったらいいのか。

・ロラン・バルトの「作者の死」を引用して、作品を読み解くのは読者であり、著作権についても読者の側からの視点が必要。

などのさまざまな質問や意見が出された。ただ、今回の勉強会では、基礎情報学と著作権との関係については、掘り下げることができなかった。これは、多くの参加者が著作権というものが完全に理解されていないために、基礎情報学にまで言及する余裕がなかったためと思われる。

この著作権というテーマについては、再度取り上げてさらに学習をすすめ、いずれは基礎情報学とつなげていきたいと思う次第である。

以上